

名古屋市告示第 371号

指定地域密着型サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第78条の 5第 2項、第 113条第 2項及び第 115条の15第 2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者、介護医療院開設者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 7年 7月15日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
三菱電機ライフサービス株式会社	守山ケアハートガーデングループホーム つぶみの郷	名古屋市守山区 鼓が丘二丁目 214番地	令和 7年 5月30日	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
三菱電機ライフサービス株式会社	守山ケアハートガーデングループホーム つぶみの丘	名古屋市守山区 百合が丘3005番地	令和 7年 5月30日	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

2 介護医療院開設者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
医療法人博恵 会橋本内科	橋本内科介護 医療院	名古屋市中区栄 一丁目11番18号	令和 7年 5月30日	介護医療院

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課